

大磯港管理業務区分表

区分	業 務 の 内 容		業務区分	
			県	指定
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）			
	利用の承認(条例第4条)			
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）			
	承認に基づく地位の承継（条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		
		上記以外		
	承認に基づく権利の譲渡（条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		
		上記以外		
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）			
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）			
	利用料等の減免（条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの 上記以外	申請書の受付	
			減免の決定	
	入出港の届出（条例第14条）		受付	
			受理	
	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）			
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）			
	監督処分（条例第17条）			
	利用料金の減免（条例第25条）			
利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）(条例第27条第1項)				
港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）				
利用者台帳管理（個人情報等の保管管理等を含む）				
維持管理	清掃、巡視、保守点検等			
	施設の修繕	1件30万円以上のもの		
		1件30万円未満のもの		
施設の修築、新築				
調整用	大磯港の利用に関する秩序の維持、複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の利用調整 等			
安全管理	事故防止等安全管理業務			
災害・荒天対応	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等			
	指定管理者に対する指示等			
促進用	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等			
事業附帯	神奈川県収入証紙の販売・管理業務			

条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。